

【自立支援医療受給者証の申請に必要なもの】

★ 代理の方でも申請が出来ます。

(代理の方の本人確認出来るものがが必要です)

★ 郵送でも申請が出来ます。

(郵送希望の場合は、障がい福祉課までお問い合わせ下さい)

※ マイナ保険証の取扱いについて

マイナンバーカードと保険証を一体化させている場合は、加入医療保険の保険者から交付された「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」どちらかの写しをご提出願います。

◎ 初めて申請するとき

- ・ 本人の個人番号(マイナンバー)のわかるもの
- ・ 本人の健康保険の資格情報がわかるものの写し(右上部の※印参照)
- ・ 本人(18歳未満は保護者)の**非課税年金**(障害、労災、遺族等)、**手当、恩給**(裏面参照)がわかるもの
- ・ 医師の診断書

◎ 更新するとき (有効期限が切れる3カ月前から更新手続きができます。)

- ・ 本人の健康保険の資格情報がわかるものの写し(右上部の※印参照)
- ・ 本人(18歳未満は保護者)の**非課税年金**(障害、労災、遺族等)、**手当、恩給**(裏面参照)がわかるもの
- ・ 自立支援医療受給者証 … 受診時に提示する白い二つ折りのもの
- ・ 医師の診断書 … 受給者証の右下の摘要欄に『**次回更新時、診断書の添付が必要**』と記載されている方は、**診断書が必要**になります。

◎ 再交付するとき

- ・ 何も必要ありません。

◎ 医療機関を変更するとき

☆ 新しい医療機関にかかる前日までに手続きをして下さい。

- ・ 自立支援医療受給者証 … 受診時に提示する白い二つ折りのもの
- ・ 予約日を確認させていただきます。

◎ 住所・氏名が変わったとき

☆ 戸籍住民課で住民票の手続き後、自立支援も変更が必要です。

- ・ 自立支援医療受給者証 … 受診時に提示する白い二つ折りのもの

◎ 保険証または資格情報が変わったとき

- ・ 本人の健康保険の資格情報がわかるものの写し(右上部の※印参照)
- ・ 本人(18歳未満は保護者)の**非課税年金**(障害、労災、遺族等)、**手当、恩給**(裏面参照)がわかるもの
- ・ 自立支援医療受給者証 … 受診時に提示する白い二つ折りのもの

◎ 転出するとき

- ・ 他市町村へ転出の場合、釧路市では手続きはありません。転出先での手続きになります。

指定自立支援医療機関名		
名称	〇〇〇〇病院	病
所在地	釧路市××1-12	
名称	△△△△薬局	薬
所在地	釧路市×××2-3-7	
名称		
所在地		
名称		
所在地		
名称		
所在地		
摘要	次回更新時、診断書の添付が必要	
要		

釧路市役所 福祉部 障がい福祉課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 防災庁舎3階 23番窓口
直通TEL(0154)23-5201

【障害者手帳の申請に必要なもの】

★ 代理の方でも申請が出来ます。

(代理の方の本人確認出来るものが必要です)

★ 郵送でも申請が出来ます。

(郵送希望の場合は、障がい福祉課までお問い合わせ下さい)

※ 個人番号(マイナンバー)のわかるもの

通知カードの場合は
記載内容が住民票と一致していればご利用出来ます

◎ 初めて申請するとき

★ 診断書で申請する場合 (初診または受診再開から6カ月以上経過していること)

- ・ 本人の個人番号(マイナンバー)のわかるもの
- ・ 顔写真
- ・ 医師の診断書

★ 年金証書等で申請するとき (精神の疾患で障害年金を受給されている方のみ)

- ・ 本人の個人番号(マイナンバー)のわかるもの
- ・ 顔写真
- ・ 年金証書 と 年金振込通知書または年金支払通知書の計2点※年金手帳は不可

◎ 更新するとき (有効期限が切れる3カ月前から更新手続きができます。)

★ 診断書で申請する場合 (受診再開から6カ月以上経過していること)

- ・ 顔写真 (有効期間の記載欄がない場合)
- ・ 医師の診断書
- ・ 障害者手帳

★ 年金証書等で申請するとき (精神の疾患で障害年金を受給されている方のみ)

- ・ 顔写真 (有効期間の記載欄がない場合)
- ・ 年金証書 と 年金振込通知書または年金支払通知書の計2点※年金手帳は不可
- ・ 障害者手帳

◎ 再交付するとき

- ・ 顔写真

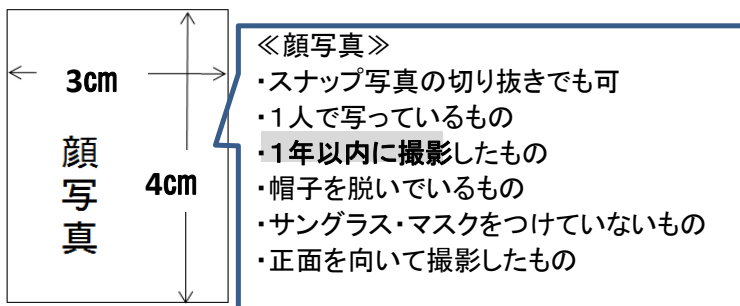
◎ 住所・氏名が変わったとき

☆ 戸籍住民課で住民票の手続き後、手帳も変更が必要です。

- ・ 障害者手帳

◎ 転出するとき

- ・ 他市町村へ転出の場合、釧路市では手続きはありません。転出先での手続きになります。



釧路市役所 福祉部 障がい福祉課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

防災庁舎3階 23番窓口

直通TEL(0154)23-5201

手帳は身分証明書であり、実際の容姿と著しく異なる写真では、身分証明にはなりません。